臨床研究法の疾病等報告に係る運用変更の実施可能性についてのアンケート: 資料1

2021/11/29取りまとめ

設問①:みなさまの研究グループの効安で今回の提案で求められている機能を満たしているか or 満たせそうか? 設問②:もし満たせない場合に、「未承認・適応外」の既知重篤が「30日報告」となるが、現場に大きな負担なく運用が可能か?

6NCのAROに対するアンケート

施	设	①効安で安全性情報の管理をしているか?	②現場に負担なく運用が可能か?	その他コメント
施	设A	現行では何かあった際にケース特異的に有害事象への対応 の妥当性を確認する形ではあるが、求められる機能を付加 することは可能。	疾病等報告の趣旨からすると、本来あるべき姿だと考えますし、これまで未承認・適応外でそこまで疾病等報告の発生頻度が多いものを経験していないこともあり、多くの負担 増にはならない	
施	設B			治験と臨床研究で朝告に差があることの理由が未だ良く理解できません。 また、そもそも効果安全性評価委員会を利用するという話が出た根拠は何なのでしょうか。半年に一回くらいのモニタリングレポートに基づくものでよいのであれば、そもそ も変更が必要なのか疑問です。 運用の面からは、通常の倫理委員会の他に委員会を設けると、安全性評価・報告という場面で場合によってはルートの複雑さが問題になる場合も考えられます。そのあた りを整理できれば実施自体は可能かと思います。
施		現状は管理していないが、必要に応じて機能を付加すること は可能。	運用可能。弊センター主導の研究の場合、それほど既知重篤が発生しないことが多く効 安の機能を充実させるよりも、30日報告の方が現実的かもしれません。	
施	設D	研究組織ごとに効安の質や評価方法が異なるので現状全例 満たしているとはいえないと考えるが、定期報告で可とする ための運用のルールが明示されるのであれば満たすことは 可能と考える(元々報告数が多いことが予想される腫瘍領域 ではJOOG主導で効安等が設置されている研究が多く、現時 点でも満たしている研究が多い印象はある)。	期日が明確化される分、定期報告よりは負担が増える可能性はあり、腫瘍領域等既知 重篤な事象が多いことが予想される研究は、効安を設置することが前提になるとは思 う。 ただし、効安を設定している試験では、多くの場合、ある程度期日を設けて有害事象の 報告を受ける適用としていることが想定されるため、効安の有無で現場の負担が大きく 変わるかという点ではあまり変わらないのではないかと思う(報告先が効安かCRBかの 違いだけなので)。	・現場で最も混乱が多いのは、未承認/既承認の有無や因果関係、予測性、重篤の理由等で報告の必要性の有無や報告期日が細かく異なることに起因しているように思います。例えば、今回未承認/適応外の既知重篤について「原則30日以内報告とするが効安で評価される研究は定期報告可」と許容するのであれば、既承認の既知重篤についても同様の運用を許容することも検討することも一案かと存じます(他、報告までの期日等もなるべく統一して混乱がないようにエ夫して頂けると幸いです)。・効安への書類提出後、CRBへの書類提出も必要な場合、2つの書類を別途用意するのは現場の負担も多いように思うので、統一化や簡略化等の工夫は検討が必要かと思います。 ・今回の件と直接関係ありませんが、個別の疾病等/不適合報告の各医療機関の長への報告が煩雑との意見が寄せられています(特に多施設共同研究において自施設以外で生じた事象の報告について)。安全性情報については、定期報告等で研究組織間で共有を可とする等、簡略化する方法の検討も今後の課題かと存じます。
施	设E	一部研究を除いて効安(DMC/DSMC/DSMB)のメンバーは対象疾患の専門家等が占めることが多く、現状当該機能を担うこと(要件)を満たしてはいません。全ての研究で当該機能を担えるDSMCを設置するのは、要件の判断が難しいこともあり、現状では正直難しいかと思います。	対応が絶対不可ということではありませんが、やはり報告増にともなう業務負担はそれなりに増えると思われます。	現状、疾病等報告については、しつかりしたsteering committeeが設置されているような研究以外は、効安が設置されていても疾病等報告があがって来ません(因果関係判断も施設者に現場判断)。その意味で、やはり臨床研究法にはsponsor概念を早急に導入いただき、安全性情報の一元管理をすることがまず第一歩ではた思っています。その上で、sponsor要件もして安全性情報管理が定義されると思いますので、①を導入するのは、規制側にも実施側にも比較的問題が少ないように感じました(課長通知レベルで、最低限の特定臨床研究に係るDSMCのガイドライン策定は必要かもしれません)。現状のままで①を導入しようとなると、やはりかなりきっちりとDSMCの要件や手順の整備をせざるを得ないので、小規模探索的な特定臨床研究では、実施のハードルがかなり上がることになるのではと思います。 「一律に緩めるのはよろしくない」というのはさもありなんという意見ですが、じゃあこの報告期限を短く(厳しく)して、本来の目的である「研究対象者の安全性確保」に結びつくのか(「例報告でCRBIに判断可能か)、あるいはどのようにして結びつけるのか、という観点に基づいた「科学的な」議論はなされないのですよね。。。CRBとしては、報告が増えると審議回数が確保できて良い一面もあるのですが(笑)
施	設F			効果安全性評価委員会の構成や運営方法に幅があると思われますが、臨床研究法でこの仕組みを使うことになると、臨床研究法関連規則で効果安全性評価委員会の定義・構成・運営方法などが決められてしまって、実際の臨床研究での運用が硬直化する可能性があります。 治験の方では、GDP省令に最低限の記載はありますが、具体的な手順、構成の記載はありません。実際の運用については実施者に委ねられているわけで、それぞれの試験の実態に合わせた運用が可能です。しかし、臨床研究法の制度内に取り込まれると、治験で許容されている自由度が特定臨床研究では許容されない事態が起こり得ることを、ちょっと危惧します。

JCTNのデータセンターに対するアンケート

00111007	7677 (CA) 76777 1		
グループ	①効安で安全性情報の管理をしているか?	②現場に負担なく運用が可能か?	その他コメント
グループA	上記機能を満たしている	問題なし(未承認・適応外の試験がほとんどない)	
グループB	上記機能を満たしている	問題なし(未承認・適応外の試験がほとんどない)	
グループC	上記機能を満たしている	大きな負担なく運用可能。	定期報告はその報告期間に発生した1年間を切り取って報告書としてあげており期間が長い試験では試験全体としてこのAEがどれくらい発生しているのか、という全体を 通じての発生割合による判断は定期報告では把握しづらいと感じています。臨床試験グループとしての運用では、モニレポを通じて効安やグループ検討会で注視してい 事をしています。多施設共同の臨床試験グループで行っている試験の運用について厚労者でご理解いただき、報告だけの作業が多くならないようにご検討くださると助か ると思っています。 あと、既知、未知も最近は殺細胞性抗が人剤のようにあららゆる有害事象が添付文書に記載されている業剤ばかりでなく、TKIのみの薬剤を使用する試験も増えてきており、 (特に様々な都位の感染など)添付文書に記載がされていないため未知となる事象も多く出てきています。その場合、因果関係の有無について2択ですので、これもかなり 迷うところです。(限りなく無かもしれないが。。という時の判断。無であれば全ての報告は不要になりますので)
グループD	上記機能を満たしている	全てのSAEは効安に報告するルールとなっており、問題なく運用可能。	
グループE	上記機能を満たしている	大きな負担なく運用可能。	
グループF	上記機能を満たしている	効安を活用し、個別報告を求めない方向であれば運用可能。	
グループG	現状では難しい	JALSGでは、効果・安全性評価委員会が設置されておりますが、委員の数が少なく、現状では安全性情報を十分に評価することは難しいと考えております。ただ、その場合の「未承認・適応外の既知重篤を30日報告することは参加施設にとってかなりの負担となると思いますので、今後は効安の委員数を増やすなど機能強化を目指す方向になると考えております。	
グループH	上記機能を満たしている	これまで通りのため特に問題なし	モニレボのタイミングでのまとめて効安確認であれば良いが、事象発現の都度、効安確認となると(当局報告が定期であっても)効安とのやり取りはCRBよりも手間がかかる印象。
グループI	満たせそう	不可能です(効安で対応)	